

介護職員処遇改善加算の仕組みと対象サービス

介護職員処遇改善加算の単位数は、介護報酬総単位数（サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1か月あたりの総単位数）に、次の表の「キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率」を乗じて得た単位数（1単位未満の端数四捨五入）とします。なお、当該加算は区分限度基準額の算定対象から除外されます。

※ 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与並びに居宅介護支援は算定対象外（全て介護予防を含む。）

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率		
	次表の①に該当(ア)	次表の②に該当(イ)	次表の③に該当(ウ)
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	4.0%	(ア)により算出した単位(1単位未満の端数四捨五入) ×0.9	(ア)により算出した単位(1単位未満の端数四捨五入) ×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護	1.8%		
・(介護予防)通所介護	1.9%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	1.7%		
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 	3.0%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	2.9%		
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス 	4.2%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.9%		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防)短期入所生活介護 	2.5%		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保健施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(老健) 	1.5%		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護療養施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外)) 	1.1%		

キャリアパス要件等の適合状況に関する区分

①	キャリアパス要件及び定量的要件を全て満たす対象事業者
②	キャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たす対象事業者
③	キャリアパス要件等及び定量的要件のいずれも満たしていない対象事業者